

令和7年度川根本町多文化共生推進事業仕様書

1 事業目的

川根本町には、105人15カ国の外国人が在住している。人口に占める外国人の割合は年々増加傾向にある(H29 1.16% → R6 1.86%)。外国人住民を地域全体で支援する仕組みづくりや安心して生活できる環境を整えることを目的とし、年間を通じた多文化共生事業を展開する。

本事業では、地域活性化として、地域住民の多文化共生意識の醸成や、地域全体で外国人材を支援し、外国人材が抱える課題を解決できる土壌づくり、外国人材の地域住民への認知度向上等の、外国人材にとって「第二の故郷」とも言えるような住みやすい地域づくりに資する取組を展開することで、多様な外国人材を地域で受容するための土台づくりを目指す。

2 事業期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

3 契約限度額

1,483,000円(消費税及び地方消費税含む)

4 委託先に求められる能力

本事業の委託先には、以下の能力が求められる。

- ・プロジェクト管理の知識・経験に長けている者を業務全体の責任者に据える等、本事業を円滑に遂行するために必要な組織、人員、管理能力等を有していること。
- ・対象地域の資源や産業、就業、生活及び外国人の居住状況を理解し、関係者と連携して、外国人材にとって住みやすい地域づくりに資する取組を遂行できる能力を有すること。

5 事業概要

(1) 外国人材を地域全体で支援する仕組みの検討と立上げ

- ア やさしい日本語教室の開催とトレーナースキル講座(前日2回)
- イ やさしい日本語教室参加者の認定制度の検討
- ウ 県の制度を活用した防災・医療の多言語対応

(2) 地域住民と外国人材の交流事業

以下のア～ウの地域住民と外国人材、外国人材同士の交流事業の実施及び広報(参加者募集・実施結果の周知)

- ア スポーツによる交流
- イ 伝統文化による交流

ウ 料理教室による交流

(3) 留意事項

- ・事業実施後、上記ア～ウの実施結果、成果・課題の分析、改善案等を示した報告書を作成し、紙媒体1部及び電子媒体を提出すること。
- ・本事業の財源として活用する「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」の交付対象外経費は、本事業の契約受託費用に含まれない。
- ・可能な限り対象経費のみで実施できるものとし、対象外経費が発生する内容を事業に盛り込む必要が生じたときは、事前に町に報告し、承諾を得ること。

6 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の対象・対象外経費

区分	経費概要	対象・対象外
(1) 外国人材を地域全体で支援する仕組みの検討と立上げ	講師謝礼 (交通費・宿泊費含む)	対象
	燃料費 (ガソリン代)	対象
	広報費	対象
	印刷製本費	対象
	人件費	対象
(2) 地域住民と外国人材の交流事業	講師謝礼 (交通費・宿泊費含む)	対象
	燃料費 (ガソリン代)	対象
	広報費	対象
	イベント物品購入費 (消耗品代)	対象
	イベント物品購入費 (イベント使用食料品代)	対象外
	印刷製本費	対象
	人件費	対象

7 その他

- (1) 法令はもとより、本町の条例、規則等を遵守し、町が最適な成果を得られるよう業務を遂行すること。また、必要な事項については、積極的な提案を町に対して行うこと。
- (2) 町及び受注者が共通認識を持てるよう、必要に応じて適切な説明資料を作成すること。
- (3) 本契約の中で作成する各種資料の書式については、町の定めがあるものを除き、受注者が提案し、町の承認を得ること。

- (4) 受注者は、本業務により知り得た全ての情報について、本業務中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさないこと。
- (5) 業務遂行のために町が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。
- (6) 業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 受注者は、本契約完了後であっても、本契約の範囲内における町の間い合わせ等に応じること。
- (8) 本仕様書に定められていないものは、双方協議して決めるものとする。